

ドローンスパイダー所有者向け ドローン機体保険のご案内 【動産総合保険】

ドローンの機体そのものの損壊等を補償します。

ドローンでの撮影中に
建物により電波が遮断され
制御不能となり、落下。

ドローンでの撮影中に
突然電波が繋がらなくなり
落下し、破損。

ドローンでの撮影中に
突風に煽られ、地上15mの
電柱に接触し、落下。

【加入できるドローンの対象範囲・申し込みができるタイミング】

○ドローンスパイダー購入者が**所有している**ドローンについて

- ・ドローンスパイダー購入時
- ・ドローンの機体を補償する保険の満期日

○ドローンスパイダー所有者が**新たにドローンを購入した場合**

- ・納品日より1か月以内

なお、ドローンスパイダーを**所有しなくなった場合は満期日以降本制度にご加入することはできなくなります。**

●本パンフレットは2019年11月1日午前0時～2020年11月1日午後4時に責任開始する契約内容となります

●このパンフレットは動産総合保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。動産総合保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店、保険会社までお問合せ下さい。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険責任期間の終了時まで保管してご利用ください。

この保険は株式会社空撮技研を保険契約者とドローンスパイダー所有者を被保険者とするドローン機体保険(特定動産包括契約特約等付帯動産総合保険)団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は株式会社空撮技研が有します。

【お問い合わせ先】

代理店: 四国興業株式会社
住所: 高松市塩屋町8番地1
連絡先: 087-821-0341

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社
担当課: 高松支店 営業課
住所: 香川県高松市古新町3-1 東明ビル12階
連絡先: 087-822-6019

ドローン機体保険の概要

1. 契約者

株式会社 空撮技研

2. 被保険者(ご加入者)

ドローンスパイダーを所有する法人、個人事業主

3. 保険責任期間

ご加入希望日0時より1年間(満期応当日の16時まで)
(ドローン機体を補償前契約がある場合はご加入希望日の16時開始)

4. 保険金額

ドローンの時価を保険金額として設定します。
(保険金額10万円未満となる場合は保険に加入頂くことはできません)

時価設定は、購入時期により減価償却率は以下の通りとします。

0年以上～1年未満:購入額の100% 1年以上～2年未満:購入額の80%
2年以上～3年未満:購入額の60% 3年以上～4年未満:購入額の50%
4年以上～5年未満:購入額の50% 5年以上～6年未満:購入額の50%
(購入後6年超過しているドローンは対象外とさせていただきます)

5. 自己負担額(免責金額)

1万円

損害の金額から1万円を減額して保険金をお支払いします。
(修理費用が10万円の場合、9万円がお支払いされます)

6. 保険の対象となるドローン

総重量(※)200g以上150kg未満のドローン

(レジャー用および曲技用のドローンは対象となりません)

(※)燃料、薬剤、機器等をすべて搭載した状態での重さをいいます。

燃料、薬剤は保険の対象には含まれません。

7. 保険料

保険金額(千円) × 47.00%

(1円単位を四捨五入し、10円単位とする)

8. ご加入方法

「加入依頼書」に必要な事項をご記入いただき、ご捺印の上、
加入希望日1週間前までにメールにて(株)空撮技研まで送付ください。
また、保険料は保険加入後1週間以内に以下口座にお振込みください。

保険料振込先: 百十四銀行 大野原支店 普通口座

口座番号: 0471421

名義人: 株式会社空撮技研

9. 加入者証

加入日の翌月末を目途にメールにて送付させていただきます。

補償の内容

保険金をお支払いする場合

不測かつ突発的な事故によって保険対象とするドローンに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。

- (例) ・墜落や他物との接触
・火災、落雷、爆発
・ひょう災、雪災、水濡れ(水災を除きます。)
・外部からの物体の飛来または衝突・盗難、いたずら等

損害保険金＝損害の額－自己負担金(免責金額)

被保険者以外の方がドローンを操縦中に損害が発生した場合には保険金のお支払いは致しませんが、運転をしていた方に求償を致しますので、ご注意ください。

お支払いする主な保険金

保険金	内容
損害保険金	不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とするドローンに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。
搜索費用保険金	使用中のドローンに不測かつ突発的な事故が発生し、ドローンを搜索するために支出した必要かつ有益な搜索費用(交通費、宿泊費、搜索委託費用、機材の賃借費用等をいいます。)を、保険金額または保険価額(*1)のいずれか低い額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。 (*1)損害の生じた地および時における再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額)から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。
権利保全費用	東京海上日動(以下「弊社」といいます。)が補償をご提供するのと引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。
損害拡大防止費用	○保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であったものをお支払いします。 ○保険金額または保険価額(*1)のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。 (*1)損害の生じた地および時における再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額)から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険の対象に対する修理・清掃等の作業上の過失・技術の拙劣によって生じた損害
- ・被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・ブレードに単独で生じた損害
- ・使用中の保険の対象の行方がわからなくなり、保険の対象の所在が特定できないことによる損害(ただし、搜索費用保険金は除きます)
- ・日本国外にある保険の対象について生じた損害
- ・電氣的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害
- ・保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ・保険の対象のかしによって生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害
- ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。

等

<もし事故が起きたときは>

損害が生じたことを知った場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提示いただく必要があります(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提示いただく場合があります)。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

ご加入の際のご注意

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。*代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

ご加入後、加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、ご契約の要否をご確認ください。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<代理店の義務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結したり、金額が削減されることがあります。なお、引き受け保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

<通話料有料>

ナビダイヤル®

I P 電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)